

利用者各位

お知らせ（重要）

令和2年4月3日

わかたけかなえ保育園

園長 山本 慎介

新型コロナウイルス感染症の情勢は厳しい方向へと刻々と変化しています。板橋区でも4月1日の発表では6名の感染者が確認されており、他人事感覚でいられた時期はとうに過ぎています。

板橋区内の公立小中学校の休校期間がGW明けまで延長されることが発表されました。学童クラブ（板橋区では「あいキッズ」）を引き続き終日開所となるほか、小中学校内では希望する児童・生徒を対象に学習や運動の機会が設けられることとなっています。

当園は公共の児童福祉施設として、厚生労働省の通知に基づき引き続き開所しますが、感染予防の観点だけから見れば職員・児童・送迎者が日々集まる環境は不適切であって、各地で保育士の罹患や乳幼児の重症化、保育所の休園が報告されている状況においては、どれだけの衛生管理や行動制限を講じたとしても感染予防としては不十分です。

一方、保育所は「保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設」であり、開所している以上はそれぞれの発達に見合った遊びや生活を保障することが責務でありますので、このような事態であっても感染予防の観点だけで物事を判断するわけにはいきません。

今後どのようになるか、いつまで続くか、軽々しく判断することができない状況ですが、現時点における当園の対策を列記しましたので、各家庭にてご確認ください。

【登園管理】

- 在園児童について、登園前に必要に応じて体温を計測し、「37.5℃以上の発熱を伴う呼吸器症状」（以下、典型的症状という。）を確認した場合、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間、家庭の事情等によらず登園を禁止します。
なお、医療機関を受診して別の病気であると診断された場合においても、典型的症状が回復するまでの期間、家庭の事情等によらず登園を禁止します。
- 在園児童について、保育時間中に典型的症状を確認した場合、速やかに隔離した上で、家庭の事情等によらず保護者による引き取りを要請します。
- 在園児童の同居家族に典型的症状を確認した場合も同様、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間、在園児童の登園を禁止します。
- 重症化リスクが高いとされる「65歳以上の高齢者」「心疾患や呼吸器疾患がある人」は送迎の自粛を検討ください。玄関門扉外側での引き渡しの希望については、各クラスの担当者まで相談ください。
- 休業や休暇などにより家庭で保育することが可能な日は、登園の自粛を検討ください。兄弟姉妹がいて家庭内で在園児童の健全な発育を十分に保障することができない場合、保護者の健康その他事情により保育を必要とする場合はその限りではありません。
- 関係者に罹患が生じた場合や周辺地域における流行が確認された場合等においては、自治体または当園の判断により一部又は全部の臨時休園とすることがあります。
- 引き続き、お迎え時における手洗いを徹底してください。

【職員管理】

- 当園職員について、出勤前に必要に応じて体温を計測し、典型的症状を確認した場合、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間、出勤を停止します。
- 小学校の臨時休校を理由とした家庭の事情により出勤できない職員について、当園では特別休暇を認めています。
- 前々項、前項により、職員の配置に不足が生じ、十分な保育所保育の提供が困難となる場合において、必要最低限の保育所保育の提供とすることがあります。
- 職員のマスク着用について、表情によるコミュニケーションは欠かせないものであり、新入園・進級直後のタイミングでは特に重要であるという当園の方針を踏まえた上で、職員個々に異なる価値観や健康状態に応じて職員個々が判断しています。

【保育活動】

- 不特定他者との接触を避けるため、公共交通機関の利用、図書館など公共施設の利用、商店街散策などの保育活動を禁止しています。
- 在園児同士の接触については、特別な制限は設けていません。
- 手洗い、鼻かみ、遊具の消毒など衛生管理については、平常通り丁寧に行っています。
- 児童のマスク着用について、乳幼児には衛生的な着用が困難であること、職員が個別に管理することが困難であることから、感染予防のためにマスクを着用させてほしいとの要望はお受けできません。

【行事】

- 5月中に予定しています各クラスの「保護者会」はすべて中止として、各クラスからの資料配布に留めます。
- 5月15日（金）に予定しています「山登り（桜）」と「遠足（堇・杏）」は、時期未定の延期とします。
- 6月6日（土）に予定しています「親子遠足（桜・杏）」は、貸切りバスを利用するため実施の予定ですが、目的地の営業状況により中止とすることも想定しています。
- 6月26日（金）～27日（土）に予定しています「宿泊保育（杏）」、7月21日（火）～22日（水）に予定しています「宿泊保育（桜）」は、いずれも実施の予定です。

【慣れ保育】

- 保育園生活を始めるにあたっての非常に重要なものであるため、感染予防を理由とした慣れ保育期間の短縮はお受けできません。
- 感染予防の観点から板橋区の特例に基づいて育児休業からの復職を延期される場合は、延期された復職日から逆算した慣れ保育期間をあらためて設定しますので、各クラスの担当者まで相談ください。

（新型コロナウイルスに関する Q&A）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

（保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html